平

成二十四年

九

月

七

日

金曜日

第

二千三百七

+

七

号

目

次

則

規

岐阜県温泉法施行細則の一部を改正する規則

告 示

道路の区域変更

示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

指定自立支援医療機関の指定

岐

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

公共測量の実施

高山都市計画の図書の縦覧

公共測量の終了

道路の供用開始 公

保健医

業流 通課)

課 六〇 六〇

同 道 角 路 維 一療 課) 持

境管

課) 六〇六

(環境生活政策課) 六〇八

六〇九

環

平成二十四年九月七日

岐阜県知事

古

田

理課) 六〇一

岐阜県温泉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

規

則

六〇七

六〇八

市 政 策 課)

都

岐阜県規則第六十三号

岐阜県温泉法施行細則の一部を改正する規則

する。 岐阜県温泉法施行細則 (平成十五年岐阜県規則第四十四号) の一部を次のように改正

に、「温泉ゆう出届」を「温泉湧出届」に改める。 第二十八条の見出し中「ゆう出」を「湧出」に改め、 同条中「ゆう出を」を「湧出を」

出している」に、「自然ゆう出温泉採取届」を「自然湧出温泉採取届」に改める。 第三十条の見出し中「ゆう出」を「湧出」に改め、同条中「ゆう出している」 を「湧

に改める。 路を」に、「温泉ゆう出路(温泉利用)廃止届」を「温泉湧出路(温泉利用)廃止届」 第三十一条の見出し中「ゆう出」を「湧出」に改め、同条中「ゆう出路を」を「湧出

第三十八条を第三十九条とする。

記第三十八号樣式」に改め、同条第二項中「別記第三十八号樣式」を「別記第三十九号 可燃性ガスの濃度についての確認を受けた者」を加え、「別記第三十七号様式」を「別 第三十七条第一項中「温泉掘削等許可を受けた者」の下に「、温泉採取許可若しくは

地の」に、「温泉ゆう出地土地所有者変更届 (別記第三十六号様式)」を「温泉湧出地土 第三十六条の見出し中「ゆう出」を「湧出」に改め、同条中「ゆう出地の」を「湧出 様式」に改め、同条を第三十八条とする。

岐 阜 県 公 報

(金曜日) 発行

毎週

平成二十四年九月七日

、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書	(II) 申請者が法第15条第2項 面	入浴剤の添加・	る行為(加水・加温・循環・入浴剤の添加・	(60
)湯管路及び貯湯槽の位置、構造及び管理の状	(9) 複数の源泉から供給を受から温泉利用施設への湯量	にを誓約する書	、 多画、応口に平、水具ない、 見な 各号に該当しない者であることを誓約する書	3) ⁻
までの距離、引湯方法、経路及び使用量等を示	した書類 (8) 申請者が法人の場合は、	場合は、各源泉・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	け、混合した温泉を利用する場合は、 温温 混合ドカ 自毎等の一覧事	平成 24 5
査書及び細菌等の検査書の写し	(7) 源泉から温泉利用施設ま		定款又は客附行為の写し及び登記事項証明書	年9月
		使用量等を示し	での距離、引湯方法、経路及び使用量等を示し	月7日
	(4) 追索利用施設の半回図班 (5) 追虜利用施設の半回図班			1
		1	0.10万亩少田烷次0.1分亩完少8.1米亩	
る書類	ム 小の街	館	ス゚ニー淡蓮の面番及ズス容器の針	ı
の詳細な状況を示した書類	ア 温泉採取許可書又は可			支
る行為(加水・加温・循環・入浴剤の添加・	(2) 温泉可燃性ガスによる災	7		阜
	(!!) その他知事が必要と認め			
各号に該当しない者であることを誓約する書	消毒・特定の成分の除去)			県
、湯温、混合比率、泉質等の一覧表	(10) 温泉の成分に影響を与え			
け、混合した温泉を利用する場合は、各源泉	國			公
定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書	(9) 申請者が法第15条第2項			i
	から温泉利用施設への湯量			報
での距離、引湯方法、経路及び使用量等を示	(8) 複数の源泉から供給を受	E 3.38	万言等一十三林三耳・チン	
	(7) 申請者が法人の場合は、		別己寛十七号兼弋中「予)モ・を「顧モ・こゝ	
	た書類			
びに浴槽の面積及び容積の計算書	(6) 源泉から温泉利用施設ま			
	(5) 温泉分析書の写し			
	(4) 温泉利用施設の詳細図			
燃性天然ガス濃度確認通知書の写し	(3) 温泉利用施設の平面図並			舅
害の防止に関する書類	(2) 温泉利用施設の位置図	7		第2
		旺」を「滅旺」に改める。	別記第十六号様式中「母∪圧」を「遍圧」に改める。	3 7
る書類				7号
の詳細な状況を示した書類			地	<u>1</u>
				1

ŕ

(7) 源泉、中継槽、送 (引

した書類

況を示した書類

(6) 源泉から温泉利用施設

温泉飲用基準成分の検

(9) 複数の源泉から供給を

(8) 申請者が法人の場合は

(12) 木の街知事が必要と認め

消毒・特定の成分の除去)

(4) 温泉分析書の写し

温泉利用施設の位置図 温泉利用施設の詳細図 (11) 温泉の成分に影響を与え

を

した書類

(8) 源泉、中継槽、送 (引

況を示した書類

(5) 温泉分析書の写し(6) 温泉飲用基準成分の検(7) 源泉から温泉利用施設

(4) 温泉利用施設の詳細図

(3) 温泉利用施設の位置図

イ 小の街

(11) その他知事が必要と認

から温泉利用施設への湯 (III) 申請者が法第15条第2

(2) 温泉可燃性ガスによる

温泉採取許可書又は

	が める。 。	十二号様式中「もい田」を「遍田」に改める。	別記第三十二号様式			1777			
						おませの年分			第
说: ************************************	1. Y. J. H.	19、首长多多万丑。多、首长多据丑。19、多万丑老。李、据丑老。195	かる。			允	は分割前の法		2 3
「温泉湧出路(温泉利野・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	出)瀬片囲」を	- 1、「温卓(チルミ・ヒ「治卓(渝ミ・1、「チルミキ・ヒ「渝ミキ・1女一一号様式中「追泉今)氏路(温泉池田)瀬片屈」を「追泉漁氏路(温泉池)、1195。	別記第三十一号様式			主たる事務所 の 所 在 地	消滅する法人		7 7 号
ご、「ゆう出の」を「湧	を「湧出地」に	出のここ、「なり出車」を「端出車」こ次める。	田つたいめ」を「滅田				"		
を「自然湧出温泉採取届」 に、「ゆう	を「自然湧出温	別記第三十号様式中「自然ゆう出温泉採型風」	_	Э	併	中級	許可年月日及	別記第十八号様式中	
			「瀕圧法」に改める。				7		
」に、「ゆい田苺」を	1. を「湧出量	を」に、「ゆり出路」を「漁出路」に、「ゆり出量」を「湧出量」に、「ゆり出地」を	を」コ、「ゆり出路」				_	める書類	
「ゆう出を」を「湧出	泉湧出風」に、	別記第二十八号様式中「脳海母い圧囲」を「脳海滅圧囲」に、「母い圧や」を「滅圧月前第二十七号様式中「巡り日」を「滅日」に改める	別記第二十八号樣式				このもこれを確然りも言	垻各号に談当しない者であることを誓約する員	
			る。 - 1511年 - 1511 - 15				泉質等の一覧表	■、湯温、混合比率、泉	Ú
録証掲書の写し」を削	「又は外国人登	別記第二十一号様式及び別記第二十二号様式中「又は外囲人峨駿閈品書の近し」を削	別記第二十一号様式				リ用する場合は、各源泉		伎
	නි	別記第二十号様式中「ゆい圧」を「遍圧」に改める。	別記第二十号樣式中				定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書	、定款又は寄附行為の写	阜
		-	細田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田				湯管路及び貯湯槽の位置、構造及び管理の状)湯管路及び貯湯槽の位	県
						に改める。	発路及ひ使用宣寺をぶ	までの距離、51湯力法、経路及い使用宣寺を示	公
								査書及び細菌等の検査書の写し	\$
		に改める。							報
									平
							認通知書の写し	可燃性天然ガス濃度確認通知書の写し	戊 24
								災害の防止に関する書類	年
				その他知事が必要と認	その他知事	(12)			9月
年月	及び番号	許可年月日及			= 1	画	_	める書類	7 E
	代表者の氏名	j		申請者が法第15条第2	申請者が治	(11)			l
	名称	される法人又は事業を 承 継 す る 法 人	_	がの温泉利用施設への湯	では、現代のでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	*	(あることを誓約する書		(60
	から 所在地		串	申請者が法人の場合は、連数の酒島から供給を	申請者が済	(9)	いた温泉を利用する場合は、各源泉、湿合ド液・泉質等の一點表	人。温温温温	4)
	十九2重窓丘								

様式を加える。

圧甚の」に改め、同様式を別記第三十六号様式とし、別記第三十四号様式の次に次の一

別記第三十五号隷式中「(第35条関係)」を「(第36条関係)」に、「温泉ゆう出칭

(三年)

愛更属」

に、「ゆり出港の」を「適

地番(地目)変更届」を「温泉湧出地地番

「瀕圧」に改め、 別記第三十八号様式中「(第37条関係)」を「(第38条関係)」に、 同様式を別記第三十九号様式とする。 「田の母」 を

とする。 「瀕圧」に改め、「乂は外囲人峨谿門出書の近し」を削り、同様式を別記第三十八号様式 凤記第三十七号様代中「(第37条関係)」を「(第38条関係)」に、 「ゆい出」を

土地所有者変更届」や「温泉湧出地土地所有者変更届」に、「ゆう出地の」や「湧出地 **凤記第三十六号隷允中「(第36条関係)」を「(第37条関係)」に、「温泉ゆら出칭**

温泉ない出場 を 温泉湧出地

9

ار

式とする。

に改め、同様式を別記第三十七号様

第35号樣式 (第35条関係)

岐阜県知事 槉

(法人の場合は主たる事務所の所在地) 严

年

回

Ш

甪

Æ

(法人の場合は名称及び代表者の氏名) (言語番号)

贻 凼 盆 纜 画

温泉を譲受け(相続)したので届け出ます。

温土の泉地住民を出る。	緩往	iK	りの状	芈	褝	採取者	旧温泉	採取者	推温泉
泉 湧 出 地地 所 有 者 音が ひにろ	上 性 続	許可番号	許可年月日	許可の種類	泉湧出地	珉	住野	珉	中
			#						
	#	能	Э						
	油	Ф	ш						
	Ш		併						
		能	汩		颕				
		Ф	ш		源泉名				
			俳						
		能	Ш						
		巾	ш						

添付書類

- 新温泉採取者が法人の場合は、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
- 及び温泉採取に関する承諾書等 新温泉採取者と土地所有者が異なる場合は、土地を使用する権利を証する書類
- 権利の譲受け又は相続が正当に行われたものであることを証する書類

第2377号	岐	阜県	公報	平成 24 年	9月7日 (606	i)
	類の道 の道 路 路 線 名 区	課及び岐阜県岐阜土木事務所にお 深のように変更したので告示する。 次のように変更したので告示する。	岐阜県告示第四百十五号	十号中「第三十七条第一項」別表第三保健所長の部十五	改正する。 2 岐阜県事務委任規則(昭和四十二(岐阜県事務委任規則の一部改正)1 この規則は、公布の日から施行し(施行欺日)	夏 京 附 月
岐阜市大字長良志段見字 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	区区間	課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。なお、その関係図面は、平成二十四年九月七日から二週間岐阜県県土整備部道路維持次のように変更したので告示する。	告	号中「第三十七条第一項」を「第三十八条第一項」に改める。別表第三保健所長の部十五の二の項第九号中「ゆう出」を「	任規則(昭和四十三年岐阜県規則第百二十五号)の一部を次のように任規則の一部改正)	
前 B A	別前変区後更域	覧けんられている。		第中項中	規則第	
	ル (メー ト 幅 古 に に た に に た に に に に に に	する。二週間岐阜		「ゆう出」を「	皇 十 五 号	
1 四	ル(メ メ ト 長	- 県県土整備により、道		湧出	3) の一部を	
う分地すに係FECA 。をのる表図は及 い区敷示面関び口R	備考	備部道路維持		に改め、同項第	で次のように	
				万	<u> </u>	
			県道			
			美岐 濃阜 線			
同市大字同別市大字同市大字同本大字同本大字同本大字同本大字同本の大地先までの大力を表示が	島山九〇六番三地先から 局山九〇六番三地先から 市大字長良古津字小 島山九〇六番三地先から	岐阜市大字長良古津字小島山九一九番五九地先から 一市大字溝口童子一五 一番一地先まで 一本大字で		東山五三三番一地先から 東山五三三番一地先から 東山五三三番一地先から	○番一地先まで 局山九一九番五九地先か 島山九一九番五九地先か ら	〇番一地先まで 一五 一日 市大字溝口童子一五
F I	E D	後 C	В	Α	С	
₩ ₩		∓. ○ 0		== - - - - - - - - -	#. ====================================	
<u></u>	======================================	四 、 1110· 0	四•中间 • 中间	一 四 五 〇	E . 1110-0	

用を開始するので告示する。

道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、次の道路の供

岐阜県告示第四百十七号

岐阜県告示第四百十六号

道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、道路の区域を

次のように変更したので告示する。

課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、平成二十四年九月七日から二週間岐阜県県土整備部道路維持

平成二十四年九月七日

岐阜県知事 古 田

		七宗《				類の道路 路 線 名
一四番二地先まで 同一郡同 町同 字同	原六番一地先から加茂郡八百津町潮見字篠	野一四九一番一地先地内	八百津町潮見字	原四番五地先地内		区間
後	前	後	前	後	前	別前変区 後更域
京了	で 一 了 八	三季八八	四 <u>五</u>	- -	デ - - -	ル) (メート ト
<u>区</u> 三 ・ ナ	파마	<u> </u>	<u> </u>	P		ル _{(メート} ト長
						備考

課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、平成二十四年九月七日から二週間岐阜県県土整備部道路維持

平成二十四年九月七日

岐阜県知事

古

田

県道	類の道 種路
美岐	路
濃阜	線
線	名
八二番一地先まで 同 市大字同 字同 八一三番二地先から 一三番二地先から	区
111111111111111111111111111111111111111	ル (延) メ ー ト長
三 平 ・ 成 ・た	の 供用開始
三平 ・ 成 ・た	ほ示変決 (備か年更定区) 月の又域 日告はの考

岐阜県告示第四百十八号

用を開始するので告示する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供

課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、平成二十四年九月七日から二週間岐阜県県土整備部道路維持

平成二十四年九月七日

岐阜県知事 古

田

<i>D</i> 1	
	類の道 種路
	路
	線 名
地先まで 市正木町坂丸三丁目一番 六一五番地先から 羽島市正木町須賀字明城寺二	区間
=100• /\	ル ₍ 延 (メー ト長
三 平 ・成 た	の 期 用 開 始
一平 一 成 二・ 二・ 二・	ほ示変決 (備 か年更定区) 月の又域 日告はの考

四 Ξ

代

氏

依田

充朗

特定非営利活動法人の名称

申

・請のあった年月日

平成二十四年八月十六日

特定非営利活動法人さくらゆき

主たる事務所の所在地

岐阜県岐阜市日野東二丁目一二番一三

五

定

県道 正小 木熊 線 番地先まで 同 市同 地先から
羽島市正木町坂丸三丁目五番 Ξ ভ 긆**平** ・成 卆 **□平** □ **成** □ 美

公

示

営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第三項の規定により特定非 特定非営利活動法人の定款変更認証申請

平成二十四年九月七日

の規定により次のとおり公示する。

岐阜県知事 古 田

款に記載された目的 地域福祉コミュニティ 的かつ生産的な生活の支援、健やかに暮らせる総合的な に提供しあう社会共同体の創出を目指し、当該者の創作 により、安定的かつ継続的な就労の場と労働力とを相互 支援の実施と、地元企業との連携を併せて展開すること または知的な障害を有した者に対する生活介護及び就労 この法人は、岐南町及びその近隣地域に居住する身体 (ネットワーク) の構築に寄与す

ることを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

の規定により次のとおり公示する。 営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第三項の規定により特定非

平成二十四年九月七日

岐阜県知事

古

田

請の あった年月日 平成二十四年八月二十三日

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人アトリエ創美談話室

氏 名 野間 省二

五 四 定款に記載された目的 主たる事務所の所在地 この法人は、地域住民に対して、異世代協働を基本理 岐阜県各務原市緑苑北二丁目一〇四番地

祉に寄与することを目的とする。

念とした心の健康保持事業に関する事業を行い、

地域福

指定自立支援医療機関の指定

自立支援医療機関の指定をしたので、同法第六十九条の規定により公示する。 障害者自立支援法 (平成十七年法律第百二十三号) 第五十四条第二項に規定する指定

平成二十四年九月七日

岐阜県知事 古 田

精神通院医療に係るもの (病院又は診療所)

リニック 九			
島市福寿町間島七の三 精神科 精神通院 一点・九・斐郡揖斐川町東津汲九 内科・小児 精神通院 一元・九・斐郡揖斐川町東津汲九 内科・小児 精神通院 一元・九・京を担当す 医療の種類 年 月 自立支援医 自立 支援 指	ハメンタル	所 斐川町 久瀬	
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	島市福寿町	四の一髪川町	在
神通院を類に、一部の一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、	精神科	科・	る療 診療 担当す 発 発 り 援
	袖	精神通院	療立 の支
	売平 成 か 一	一 一 元 元	月

リニックいわたキッズク 池田内科 二の一各務原市蘇原吉野一の五 大垣市番組町二の一六 小児科 精神科 精神通院 精神通院 **긆平** か 芸 売平 ・成 な

変量)

一匹・力・	1	地	
平 成	青 伸 通 完	各務原市蘇原東島町四丁目五二	ファーマライズ薬局
売平 ・成 ・九	精神通院	下呂市金山町金山一六三六の六	第一薬局 金山店 下
売平 ・成 ・九	精神通院	大垣市林町一〇の七二の三	町店 はやし 大
年指 月 日定	医療の種類 自 立 支 援	所 在 地	名称
			(

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

条第三項の規定により公示する。 小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五 **大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第一項の規定により大規模**

通課及び中濃振興局中濃事務所において縦覧に供する。 なお、その変更届出書等は平成二十四年九月七日から四月間岐阜県商工労働部商業流

慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意 また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配

平成二十四年九月七日

見書を提出することができる。

岐阜県知事

古 田

届出年月日

平成二十四年八月二十三日

届出者の氏名又は名称

美濃製絲株式会社

Ξ 建物の名称及び所在地 美濃共同ショッ ピングセンター

(609)

美濃市千畝町二七七六番地一 外

変更した事項

四

ては代表者の氏名 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっ

(変更前) イオン株式会社 取締役兼代表執行役社長 (変更後) イオンリテール株式会社 代表取締役社長 村井正平 岡田元也 外五者

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

条第三項の規定により公示する。 小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五 **大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第二項の規定により大規模**

なお、その変更届出書等は平成二十四年九月七日から四月間岐阜県商工労働部商業流

通課及び中濃振興局中濃事務所において縦覧に供する。

見書を提出することができる。 慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意 また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配

平成二十四年九月七日

岐阜県知事 古 田

届出年月日

平成二十四年八月二十三日

届出者の氏名又は名称

=

美濃製絲株式会社

建物の名称及び所在地

Ξ

美濃共同ショッピングセンター

美濃市千畝町二七七六番地一 外

四

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 イオンリテー ル株式会社 (変更前) 午前十時から午後九時 一部区画

変更しようとする事項

(611)	平成24年9月7日	岐	阜	県	公	報	ł						第2	3 7 7 1	를
	= -		の 一	法等契			四		Ξ		=		_		
	岐阜県都市建築部都市政策課及び高山市基盤整備部都市整備課八・七・一号(高山駅東西線高山都市計画道路	时皇,果如事,古 田 肇平成二十四年九月七日	の縦覧に供する。	法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項の規定において準用する同	高山都市計画の図書の縦覧			平成二十四年二月十三日から	作業期間	公共測量(街区基準点等のパラメータ補正)	作業種類	垂井町	作業機関	岐阜県知事。古田	平成二十四年九月七日